

提言書

平成23年3月4日

京都市長 門川 大作 様

京都市地域コミュニティ
活性化検討委員会
委員長 乾 亨

地域コミュニティ活性化に向け、条例化すべき項目について協議した結果、別紙のとおり提言します。

なお、条例を具体的に推進するための計画に盛り込むべき項目についても、別途提言します。

提 言

京都市地域コミュニティの活性化の推進・支援に関する条例（仮称）
に盛り込むべき基本的事項について

平成23年3月

京都市地域コミュニティ活性化検討委員会

第1 条例の構成や考え方

- (1) 本条例には前文を設け、前文に条例の考え方を示す。
- (2) 本条例は、地域が取り組む地域コミュニティ活性化を応援する条例であり、現に頑張っているところだけでなく、これから活性化に取り組もうとするところを応援するための仕組みや制度を整えるものである。
- (3) 市は、コミュニティ活性化に取り組む地域自治を担う住民組織等を支援するための仕組みや制度を整え、マンションや建売住宅の事業者（建設業者、分譲業者、仲介業者、管理業者）に、地域コミュニティに協力するよう要請するものである。

第2 条例に盛り込むべき基本的事項

1 名称

京都市地域コミュニティ活性化の推進・支援に関する条例

2 前文

- ・ 近年、ライフスタイルが多様化する中で、「近所同士の身近なつながりや支え合い」即ち地域コミュニティの大切さが忘れられがちであるが、お互いに支え合いながら安心して心地よく暮らしていくためには、地域コミュニティは重要である。
- ・ しかし、地域コミュニティは、誰かが用意して提供してくれるものではない。地域コミュニティが活性化するためには、私たち一人ひとりが地域コミュニティの構成員の一員であることを自覚し、自分の出来る範囲で地域に参加することが何よりも求められている。それと同時に、一人ひとりの住民の想いや活動の受け皿として、多様な住民グループの動きが活発化し、また、地域コミュニティの核となる町内会・自治会などの地域自治を担う住民組織が、多くの住民が参加したいと望むような活動に取り組み、住民一人ひとりの多様な想いを受け止め活かしながら地域を運営することが求められている。
- ・ 市は、これらの自律的活動を支援し、自己決定を尊重しつつ、協働のもとで、それぞれの地域の「暮らしやすさ」を創出するパートナーシップ型まちづくりを進めることが必要である。
- ・ なお近年、新しく地域内に建設された共同住宅など（マンションや一戸建分譲住宅）の住民と、以前からその地域に住む住民とのコミュニケーション不足から、地域コミュニティが希薄化する傾向がある。この問題については、双方住民が「共に地域コミュニティの一員である」と認め合い交流に努めるとともに、共同住宅などの供給に関わる事業者は、

供給する住宅の居住の質を高めるためにも、両者の相互理解と交流のために努力することが求められる。

- 本条例は、今まさに地域コミュニティの活性化に取り組んでいる地域自治を担う住民組織や住民グループだけでなく、これから地域コミュニティの活性化に取り組もうと意図している多くの地域自治を担う住民組織や住民グループの想いや活動を支え応援するためのものである。
- 地域自治を担う住民組織が中心となって、様々な個人や住民グループが参加することで、主体的に地域を運営し、市がその活動を支援し、事業者等がそれらに協力することによって、地域コミュニティを活性化し、もって安心安全でより暮らしやすい社会を築くため、この条例を制定する。

3 目的

この条例は、地域住民、本市及び事業者の役割を定めることにより、地域コミュニティを活性化し、もって安心安全でより暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。

4 定義

- (1) **地域**：暮らし、あるいは働くうえで、地理的にも人のつながりでも一定のまとまりがあり、地域活動の単位となっている範囲。
- (2) **地域コミュニティ**：一定の地域内に居住あるいは就労するなど、当該地域と関わりの深い市民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながり。
- (3) **地域住民等**：戸建や共同住宅等の居住形態を問わず、一定地域内に居住し、あるいは事業を営むなど、当該地域と関わりの深い者。
- (4) **地域自治を担う住民組織**：地域内の多くの住民に支持され、コミュニティの親睦を図り、あるいはより暮らしやすいまちの実現に取り組む、地域住民を主たる構成員とし一定の組織形態を備えた、地域コミュニティの運営を担う住民組織。
- (5) **地域コミュニティに関わる主体**：地域自治を担う住民組織をはじめ、地域のために活動する小グループ、あるいは市民活動団体・NPOなど。
- (6) **共同住宅**：マンション、アパート等、同一棟内に複数の住居が集合している建築物
- (7) **事業者**：本市の区域内において事業を営むすべての者。
- (8) **住宅供給等に関連する事業者**：不動産取引の仲介、一定規模以上の戸建住宅群の建築若しくは販売又は共同住宅の建築、販売、若しくは管理を行う者。

5 基本的な考え方

- (1) 地域住民，本市，事業者は，本条例前文に掲げられた地域コミュニティの役割の重要性を理解し，それぞれの立場において地域コミュニティの活性化に努めるものとする。
- (2) 地域住民，本市，事業者は，協働して地域コミュニティの活性化に取り組むように努めるものとする。

6 地域住民の役割

- (1) 地域住民は，コミュニティの重要性を理解し，地域自治活動及び住民互助活動に積極的に参加，協力するよう努めるものとする。
- (2) 地域住民は，それぞれの地域ごとに，個々の地域住民の善意や想いを束ねる地域自治を担う住民組織が存在し，多くの地域住民が主体的にそこに参加する状況を目指し，共に暮らす地域住民等との相互交流と協働に努めるものとする。

7 本市の役割

- (1) 本市は，前文に示したような，より良い地域コミュニティの創出を目指して活動に取り組もうとする地域自治を担う住民組織を，それぞれの地域コミュニティで暮らす市民の暮らし良さを創出するためのパートナーとして尊重し，地域コミュニティ活性化や地域運営の進め方について連携・協働するように努めるものとする。
- (2) 本市は，多くの地域住民が主体的に地域自治を担う住民組織に参加することを促すために必要な支援を行う。
- (3) 本市は，それぞれの地域コミュニティにおいて，前文に示したような，より良い地域コミュニティの創出を目指して地域を良くするための公益的活動に取り組む市民グループやNPO等と連携・協働するように努めるものとする。
- (4) 本市は，地域自治を担う住民組織をはじめ地域コミュニティに関わる主体との協働のもと，地域コミュニティを活性化し，より暮らしやすい地域社会の実現を図るため，必要な施策を講じるよう努めるものとする。
- (5) 本市は，大多数の地域住民の支持を受けるとみなされる地域自治を担う住民組織のもとで，地域住民が話し合い，民主的手続きを経て決定された地域課題への取組や，地域の将来についての構想などについて，これを尊重する。

8 地域の活動を支援するために

本市は、地域自治を担う住民組織をはじめ地域コミュニティに関わる主体の活動を支援するため、必要な庁内体制の整備や地域コミュニティ活性化に向けた仕組みの構築、また情報発信などに努めるものとする。

- (1) 誰もが訪れやすい「地域コミュニティに関する相談窓口」を設置し、必要な情報の提供及び助言を行う。
- (2) 地域コミュニティに関わる主体から要請があり、市が必要と判断する場合は、専門家を派遣できるよう制度と人材を整備・充実する。
- (3) 地域コミュニティに関わる主体による地域コミュニティ活性化の取組を側面から支援するため、広報活動や情報発信を行う。
- (4) 大学やNPOなどと、地域コミュニティに関わる主体との連携、協働を支援する。
- (5) 地域コミュニティに関わる主体が行う、地域コミュニティを活性化するための計画・活動に対し、助成する。
- (6) 地域コミュニティ活性化のために必要な庁内体制の整備を行う。
- (7) 地域との連携の重要性についての認識を深めるため、職員研修を行う。

9 事業者の積極的な参加・協力を得るために

本市は、地域住民と地域自治を担う住民組織との交流に、積極的に協力した事業者について、顕彰し、あるいは公表することができる。

10 条例の実効性のある推進のために

本市は、本条例の目的を達成するための計画を定めるものとする。

11 計画の進捗を管理するために

市長は、計画の進捗管理等を行うため、市民委員会を設置するものとする。

12 事業者の役割

- (1) 事業者は、事業所が所在する地域で、地域自治を担う住民組織が中心となって取り組む、地域をより暮らしやすくするための活動に対し、理解と協力を努めるものとする。
- (2) 事業者は、従業員が居住地において地域活動に参加することに対し、理解に努めるものとする。
- (3) 事業者は、地域コミュニティ活性化のための本市の施策の推進に、協

力するよう努めるものとする。

13 共同住宅等の住民との交流を促進するために

(1) 交流を促進する設備等の整備

ア 住宅供給等に関連する事業者は、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に定めのあるもののほか、別に定める住宅の建設に当たっては、住宅内又は宅地内のコミュニティ形成に配慮した設備等を整備するよう努めるものとする。

イ 住宅供給等に関連する事業者は、京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例に定めのあるもののほか、別に定める住宅の建設に当たっては、地域自治を担う住民組織と協議の上で、求めがある場合には、住宅又は宅地が存する地域の周辺の地域コミュニティとの交流促進に配慮した設備等を整備するよう努めるものとする。

(2) 円滑な協議を進める制度

住宅供給等に関連する事業者は、共同住宅あるいは一定規模の戸数の戸建分譲住宅を建設する際には、当該住宅の周辺地域の地域コミュニティとの連絡に当たる者として、建築、販売、賃貸又は管理を行う事業者ごとの担当者を選任し、規則に定めるところにより、市（長）に届け出るよう努めるものとする。

(3) 地域情報の交流を促進する仕組み

ア 住宅供給等に関連する事業者は、住宅供給等に当たり、地域から要請があった場合、当該地域の地域自治を担う住民組織と協議を行うよう努めるものとする。

イ 住宅供給等に関連する事業者は、地域自治を担う住民組織から要請があった場合、重要事項を説明する際をはじめ、入居予定者に情報を提供する際に、地域コミュニティの情報についても、あわせて入居予定者に提供するよう努めるものとする。

ウ 共同住宅の管理を行う事業者及び管理組合、賃貸共同住宅の所有者は、居住者と地域コミュニティとの交流の促進に努めることとし、地域自治を担う住民組織から要請があった場合、共同住宅居住者に地域情報を伝え、双方の意思疎通を図るよう努めるものとする。

京都市地域コミュニティ活性化検討委員会 検討経過

検討委員会等	開催日	主な検討内容等
第1回検討委員会	8月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出 ・検討委員会の設置趣旨について ・「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会報告書」の内容について ・意見交換 (「地域コミュニティ部会」「マンション部会」を設置することを決定)
第1回合同部会	9月7日(火)	<p><マンション部会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理組合や建設業者等に係る課題について <p><地域コミュニティ部会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化に向けた具体策について
第2回マンション部会	10月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「入居者」「管理組合」「行政」等、それぞれの立場において考えられる責務について
第2回地域コミュニティ部会	10月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と地域組織との関わりについて ・今後必要な具体策について
第3回マンション部会	10月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき内容について
第3回地域コミュニティ部会	10月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき内容について
第2回検討委員会	11月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき内容について
第3回検討委員会	2月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に盛り込むべき内容について

※上記会議の他、・条例に盛り込むべき内容を検討する「起草委員会」を3回開催
(10月27日、10月28日、11月25日)

京都市地域コミュニティ活性化検討委員会 委員名簿

(◎：委員長，○副委員長)

氏名	役職等	部会
◎乾 亨	立命館大学産業社会学部 教授	A, B
○井上 芳恵	龍谷大学地域人材・公共政策開発システム オープン・リサーチ・センター 博士研究員	B (部会長) (Aにも参画)
○大島 祥子	京都マンション管理評価機構 事務局次長	A (部会長)
大田垣 義夫	有隣自治連合会 会長	A
大橋 定雄	NPO法人京滋マンション管理対策協議会 幹事	A
北岡 裕子	京都学生祭典 副実行委員長	B
絹川 雄大	市民委員	B
越村 美保子	市民委員	B
高奥 英路	紫竹学区自治連合会 会長	B
高橋 肇子	京都市地域女性連合会 常任委員	B
田中 志敬	福井大学教育地域科学部助教	A
谷口 みゆき	京都市PTA連絡協議会 副会長 京都市小学校PTA連絡協議会 会長	B
中嶋 恵二	西野学区自治連合会 副会長	B
西田 洋之	京都市市民活動総合センター センター長 特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 副事務局長	B
宮川 知子	山科青少年活動センター ユースワーカー	B
山本 安一	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事	A

A：マンション部会 B：地域コミュニティ部会